

社会復帰

特別対策のしおり

1. 頭頸部外傷症候群
2. 頸肩腕症候群
3. 一酸化炭素中毒
4. 外傷性脳器質損傷

愛知労働基準局

劳災被害労働者の社会復帰特別対策について

被災労働者・関係事業主および医療機関の先生方におかれましては、格別のご理解とご協力をお願いします。

① 「社会復帰特別対策」とは

ひと口にいって、「一日も早く健康なからだを取り戻したい」そして「もう一度元気に働くきたい」と願っている人達への対策です。

被災労働者の社会（職場）復帰は療養・休業生活から一ぺんにもとの仕事に戻るのではなく、治療の一環として（休業補償をもうけながら）労働生活をつうじてもとの職場に戻るようにするものです。

ですからもとの職場にもどっても治ゆするまで治療は続けます。

治ゆしたときがその被災労働者の社会復帰が実現したことです。

② 計画的就労はまず訓練的な就労から

社会復帰特別対策の対象者は

- 頭頸部外傷症候群（むちうち症）
- 頸肩腕症候群
- 一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く）
- 外傷による脳の器質的損傷

などの方が治療をうけながら職場への復帰を希望している人で、医師も就労することが、治療の上からも必要であると同意された方々です。

治療の一環として訓練的に就労するのですから、被災労働者が社会復帰を希望しても症状がある程度回復していないと無理です。又なおっていない状態での就労ですから条件がつきます。したがってその条件で働くもとの会社や、職場の受け入れ態勢が必要なことになります。

③ ではどんな症状の場合に適用されるか

- (1) 休業しているだけよりも訓練的に就労すること



が治療上からも必要であること。

- (2) 通院が週2～3日位でよい状態にまで回復していること。

療養のため休業しておってすぐさまもと通りの就労をすることは無理です。

治るまで休業していると職場を長い間はなれることになって、職場に戻る条件がだんだん困難になります。

又医学的にある症状まで回復すると軽い労働をする方が回復に良い場合があるとわかつてきました。

被災労働者の中にも希望する人が増えてきました。

そこで社会復帰を希望する人の症状に見合った条件で労働し、だんだんと計画的に条件をなくしていく、もとの仕事にもどれるようにするために訓練的に就労する期間を設けるわけです。



④ 訓練的就労は条件つき

被災労働者の希望もあるでしょう。医師は医学的な立場から指示するでしょう。

このように訓練的に就労するのには一定の条件がつきます。

その条件には職種や労働時間、それに労働日数などがあります。、

- (1) 労働時間のめやす。

回復状況に応じ一部就労の形で適当な時間からはじめます。

- (2) 作業のめやす。

通勤による疲労を含め就労による疲労が一時的であり、翌日に持越さない程度

- (3) 労働日のめやす。

初めは通院しない日

[例えば]

職種 電話の応待、受付、ガレージ番

その他軽易な雑用など

労働時間 回復状況に応じた適当な時間

労働日 医師が適当と認める日数

このような条件の受け入れ態勢が事業の側にないときはすぐ対策にのることはできませんので受け入れられる条件になるまで、治療しながら待機します。

⑤ 訓練的就労の期間

被災労働者の症状によって期間に長短がありますが、長い人でも6ヶ月です。この期間はいままで通り休業補償があります。ですから会社では解雇できません（通災の

場合を除く)。

訓練であっても労働に対する賃金は受けられます。

症状が悪化するようであれば主治医の意見に従って作業転換等の就労条件を変更するか、または就労が適当でないと判断されるときは、就労を停止し、休業して治療に専念します。

この判断は就労後1～2ヶ月程度でその症状からきまつてくるものと思われます。

この期間中に症状に見合って、被災労働者、主治医と相談し計画的に就労条件を変更していきます。

⑥ 計画的就労とはどんなものか

(1) 訓練的就労

治療の一環として休業補償をうけながら、治療を続けての就労です。

一日の就労は回復状況に応じて適当な時間とします。労働に対する報酬は受けられます。症状が増悪するときには就労停止や労働条件の変更をします。

(2) 段階的就労

訓練的就労が適当であって徐々に傷病が回復し、もう暫くすれば完全にもの仕事が出来る見込みがあり、会社から支給される賃金の方が休業補償より多くなった頃からです。

⑦ 訓練的就労が終ったあとどうなるか

訓練的就労が順調に進んで、ほぼ通常の労働（全日）ができる状態に回復しますと、段階的就労になります。

休業補償はなくなりますが、しかし必要な治療をつづけ通常の労働による症状の変化を観察します。

なお症状によっては、訓練的就労なしに休業から直ちにもの仕事にもどる段階的就労に入る人もあります。

治療は治ゆするまで続けられます。又障害が残っておれば障害補償の請求をすることになります。

これで計画的就労が終ります。

治ゆ後就労していても再発すれば申請して認定をうけることになります。

◎ 昭和49. 1. 1 より新しい一保険施設が設けられました。

① 職能回復援護金の支給

障害等級12級以上の被災労働者で職能回復のため講習を自主的に受けようとする場合35,000円まで支給

② アフターケアの実施

障害等級の9級以上の被災労働者には健康管理手帳を交付し2年間月1回の割合で検査・診察、生活指導・薬剤の支給等を行います。

以上社会復帰の特別対策についてご説明しましたがおわかりにならないことや相談ごとがありましたら最寄の監督署又は愛知労働基準局労災管理課へお尋ね下さい。